

## 令和6年度年末・年始時における道路上工事抑制方針

年末年始時においては、予想される道路交通の混雑を緩和し、道路工事による事故の発生を防止するため、特に下記事項を抑制方針として定める。

### 記

#### 1 道路上工事の抑制期間

市道及び市が管理する道路における道路工事及び占用工事（建築工事等に伴う道路工事を含む。以下「工事」という。）は、次の期間内における着手は承認しない。また、工事中の工事は中止するものとする。

#### **令和6年12月25日(水)～令和7年1月5日(日) 昼夜間**

**※年内に掘削を予定している工事は、11月29日(金)までに申請を完了するとともに、年内に本復旧まで完了してください。**なお、令和7年以降に掘削を予定している工事は、常時受付しています。

#### 2 工事抑制箇所の取扱い

##### (1) 工事抑制箇所の補修等

工事抑制箇所は、常に道路標識・道路標示の点検整備及び路面損傷部の補修並びに現場の清掃を十分行うものとする。

##### (2) 掘削後の仮復旧

掘削後の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧を行い、施工者において見回り点検・補修を行うものとする。

##### (3) 覆工板による交通解放

復旧が困難でやむを得ず覆工板で交通を解放する場合には、当該箇所を常時点検するものとする。

##### (4) 交通開放できない場合の措置

上記以外の場合で、工事の工程上やむを得ずホッパー等を設けたまま工事を中止するときは、工事帯を極力小さくして周囲に堅固な柵を設け、夜間は保安灯を設置するものとする。

(5) 保安要員の配置

工事抑制箇所には保安要員を配置し、現場を巡回して事故防止に努めるものとする。

(6) 突発事故に対する措置

工事抑制箇所については、応急用資材を常時備蓄し、事故の発生が予想される時又は事故が発生した時は、直ちに応急措置を行うとともに、道路管理者及び小金井警察署並びに関係機関に通報してその指示を受けるものとする。

3 工事抑制の特例

次の工事は、抑制を除外する。

- (1) ガス漏洩・水道漏水等の緊急工事
- (2) 道路法又は道路交通法に基づく安全施設に関する工事で、急を要するもの。
- (3) 上記以外の工事で特別の事情によるものは、小金井市都市整備部道路管理課と小金井警察署交通課が協議の上、その取扱いを決定する。

4 その他

- (1) 工事の施工にあたっては、抑制期間前に工事完了もしくは前記2の工事抑制箇所の取扱いによる措置をするとともに、覆工板等により作業帯を一般交通に開放する工事については、あらかじめ抑制期間前に覆工等が終了するよう万全な工程管理を行うものとする。
- (2) 沿道の建築工事に伴いコンクリートミキサー車等が道路を一時的に使用する場  
合については、小金井警察署の指示を受けるものとする。